

大阪市立住吉小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、本校の学校経営方針のめざす子ども像である、「自分を大切にし、周りの人たちと共に夢を切り拓く子ども」の育成のために「大阪市立住吉小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止を最優先に取り組みつつ、いじめ事案に対しては早期発見・早期解決を目指す。そのためのポイントとして、以下をあげる。

- ① いじめ、暴力を許さないルールの徹底
- ② ちがいを認め合い、互いを高めあう集団づくり
- ③ 人権教育の推進による未然防止と実態把握による早期発見
- ④ 被害児童のケアを最優先した、早期解決に向けた組織的な対応

3. 未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みが必要である。そのために、重要だとされる規律の確立と学力の向上、自己有用感の育成に向け、全教職員で取り組む。

(1) 授業改善

- ① 望ましい人間関係づくりを基盤とする学級経営に努め、学習規律の確立を図るとともに、個別指導や習熟度別少人数授業の効果的な取り組みを推進することにより、授業の内容が「分かった・できた」という実感を児童に持たせるようにする。

- ② 全学年における授業研究会および校内での指導力向上のための研修会を実施し、全教員の指導力の向上に取り組む。
- ③ 道徳教育におけるいじめ問題の取り扱い。

(2) 自己有用感を高める

- ① 学校行事や学級活動において、互いに認め合う場面を設定することで、他の児童や自分自身のよさに気付くことができるようとする。
- ② 児童会活動において異年齢集団活動を計画的に実施することにより、異学年との交流の中で、思いやりの心や尊敬する心などを育てる。
- ③ 学級・学年、学校全体で児童一人ひとりを認め、ほめる指導を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 学校生活全体を通して人権教育に取り組み、すべての児童が安心・安全な学校づくりに努める。
- ② いじめやいじめの兆候を察知した時には、被害児童の保護・加害児童への指導とともに、学級・学年集団全体への指導を行う。
- ③ 児童の小さな変化も見逃さないよう、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ④ いじめを見過ごさない、行動することの価値を教える。
- ⑤ 「観衆」や「傍観者」もいじめに加担していることを認識させ、いじめという行為の卑劣さについて考えるようとする。

4. 早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 平素からの児童観察を丁寧に行うとともに、対話や作文等を通して児童の思いを受け止め、信頼関係をつくる。
- ② 学期に1回以上、いじめについてのアンケートを実施し、実態把握に取り組むとともに、児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 平素より教職員同士の情報交換に努めるとともに、児童理解連絡会や生活指導部会、職員会議において全教職員で情報を共有する。
- ④ 家庭との連携を密にし、家庭内でのいじめの訴えや言動の変化をすぐに連絡・相談できる信頼関係を構築する。

5. 早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、必ず被害児童・加害児童双方の家庭に連絡し、学校・保護者が同じ方向性を持って被害児童の保護ならびに加害児童への指導を行う。

- ① いじめを認知した際、特定の教職員で抱え込みず、すみやかに人権教育推進委員会に報告し、いじめ対策委員会（推進委・当該学年）を設置する。さらに全教職員が情報共有し、問題解決に取り組む。
- ② 緊急性やいじめの程度に応じて、関係諸機関との連携を図る。
- ③ いじめられた児童の心情を第一に、最も信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支えられる体制を整える。その後の学習活動も安心して取り組める環境確保に努める。
- ④ 加害児童には、謝罪等の形式的なものだけでなく、本人の今後の社会性向上、人格形成を観点に毅然とした指導を行う。また、加害児童の抱える問題にも目を向けた対応をする。
- ⑤ いじめを傍観していた児童にも自分たちの問題としてとらえさせ、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」として、根絶しようという意識を持たせる。

6. いじめ問題に取組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 人権教育推進委員会（必要に応じて適宜開催）

<構成>校長・教頭・同担・教務

<役割>

いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。

- ② 児童理解連絡会（月1回）

<構成>教職員

<役割>

児童の状況に関して必要な場合は情報交換を行う。

- ③ 生活指導部会（月1回）

<構成>生指部長・各学年1～2名・同和教育主担・養護教諭

<役割>

児童の状況に関して必要な場合は情報交換を行う。

④ いじめ対策委員会（随時）

<構成>推進委（校長・教頭・同担・教務部長）・生指部長・当該学年

<役割>

いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

<調査等>

- ・教職員対象「気になる子ども」実態把握 毎月
- ・児童対象いじめについてのアンケートは毎月
- ・年3回（5月・10月・2月）集計後聞き取り

<報告会>

- ・毎月児童理解連絡会 必要に応じて職員会議や生活指導部会

<研修会>

- ・人権教育研修会 年2回以上

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや「すみよし」・学年だよりにより、情報発信・啓発に努める。

② 学校協議会やPTA役員会、実行委員会、学級懇談会等において、学校の様子を伝える。

③ 北西三校連絡会（中学校区）において、各校の情報交換を行う。

(3) 取り組み内容の検証

① 「運営に関する計画」により、取り組みについて中間評価・最終評価を行う。

② 人権教育推進委員会や人権教育部会、生活指導部会で取り組み内容を検証し、職員会議で共通理解を図る。

7. 重大事案への対処

<基本姿勢>

ア) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) 児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

以上の場合は、重大事案として教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

① 隠蔽せず、誠意ある対応を心がける。

② 調査組織を設置するとともに、窓口を一本化する。

③ 被害児童及びその保護者に、適切な情報を提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

